

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 福井県   |
| 3. 市区町村名                 | 池田町   |
| 4. 届出番号                  | 3   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 9-1   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.town.ikeda.fukui.jp/kurashi/koseki/1122/index.html">http://www.town.ikeda.fukui.jp/kurashi/koseki/1122/index.html</a> |

執行機関名 池田町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 池田町子ども医療費の助成に関する条例(平成8年池田町条例第18号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 7   |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 9   |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 2の項<br><br>池田町子ども医療費の助成に関する条例(平成8年池田町条例第18号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法第2条、第3条  | 池田町子ども医療費の助成に関する条例第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第2条 国及び地方公共団体は、 <u>児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u><br>第3条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。 | (目的)<br>第1条 この条例は、 <u>子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の増進を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与すること</u> を目的とする。   |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |   | 池田町子ども医療費の助成に関する条例(平成8年12月13日池田町条例第18号)   |